

施設・機械等の支援補助事業の比較(産地支援タイプの国庫事業)

事業名	国庫		国庫				水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進)
	強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)	産地生産基盤パワーアップ事業(収益性向上対策)	産地生産基盤パワーアップ事業(国産シェア拡大事業(園芸作物)) ※Ⅱ需要拡大対策については全国規模の取組のため省略				
			Ⅰ サプライチェーン強靱化支援				
			1. 加工・業務用野菜産地育成推進	2. 流通体制合理化整備事業	3. 野菜加工施設整備事業		
対象地区	農業振興地域内 低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設等については、農業振興地域外で設置できる場合がある。	農業振興地域内 生産支援事業、高度環境制御栽培施設及び次世代型大規模園芸施設については、農業振興地域外で設置できる場合がある。	設定無し	設定無し	・原則として農業振興地域及び生産緑地。 ・市街化区域(生産緑地を除く。)においても条件により実施可能。	・原則として農業振興地域及び生産緑地。 ・市街化区域(生産緑地を除く。)においても条件により実施可能。	水田地帯であり、水稲から園芸(野菜、花き)への作付転換により、園芸産地の育成を図る地区
対象者	県、市町村、農業者の組織する団体等	県、市町村、農業者の組織する団体等	生産者団体	生産者団体	生産者団体	生産者団体	生産者団体、生産者・実需者・地方自治体等から構成される協議会
対象となる内容(主な要件等)	・集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設、農産物処理加工施設等の産地基幹施設 ・総事業費5,000万円以上 ・受益農業従事者が5名以上 ・集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設、農産物処理加工施設等の産地基幹施設 ・総事業費5,000万円以上 ・受益農業従事者が5名以上 ・品目別に受益面積要件がある。 (露地野菜)10(5)ha、(施設野菜)5(3)ha以上 ※カッコ書きは中山間地域の場合 ・低コスト耐候性ハウス500㎡以上、高度環境制御栽培施設制限なし等の特例あり ・同種・同能力の施設等の更新は対象外 ・環境負荷低減等に係る取組を要件化	・整備事業(集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設、農産物処理加工施設等の産地基幹施設など) ・生産支援事業(農業機械のリース、パイプハウスの資材、果樹の改植など) ・品目別に受益面積要件がある。 (露地野菜)10(5)ha、(施設野菜)5(3)ha以上 ※カッコ書きは中山間地域の場合 ・同種・同能力の施設等の更新は対象外 ・整備費等が50万円以上	新たに加工・業務用野菜に取組む産地等が、サプライチェーン構築のため必要な生産計画を策定し、実施するために直接必要な経費。 事業対象品目は野菜に限る。 ・実需者のニーズに応じた野菜の品目・品種等に転換し、一定の生産数量を確保すること。 ・目標年度以降も、加工・業務用として国内実需者への販売が見込まれること。 ・県普及指導センター等からの技術、販売等の助言・指導を受けることが確実であること。 ※加工・業務用向けの品目・品種等への転換等を主としない取組については対象外	加工・業務用野菜の契約取引拡大に必要な農業用機械等、予冷・貯蔵庫等の設備のリースによる導入 事業対象品目は野菜に限る。 次に掲げる経費は補助対象外 a 国等の他の助成事業で現に支援を受け、又は受ける予定となっている取組 b 加工・業務用向けの品目・品種等への転換等を主としない取組 c 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん d 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告	集出荷貯蔵施設の整備 ア、11型プラスチックパレット導入に必要な取組 イ、青果物流通拠点施設 ・対象品目は、野菜、果樹、いも類(でん粉原料用かんしょを除く。)に限る ・品目による面積要件あり 整備する施設の導入効果については、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること	農産物処理加工施設の整備。 ただし、国産原材料を扱う取組に限る。 事業対象品目は野菜に限る。 整備する施設の導入効果については、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること	・産地の合意形成(検討会の開催、現地講習会、先進地視察等)、栽培技術の確立に向けた取組等(実証ほ場での栽培試験、生産者間の勉強会)、にかかる経費 ・機械のリース(トラクター、汎用性の高いもの、中古機械は対象外) ・鉄骨ハウス等のリース、パイプハウス等の資材費 ・同種・同能力の機械等の更新は対象外
補助率及び補助金額上限	補助率:1/2、1/3以内(内容によってその他の補助率あり) 上限:施設の種類、品目別に設定がある。	補助率:1/2以内 上限:施設の種類、品目別に設定がある。 果樹の改植は定額	定額	ア リース導入する農業用機械等の本体価格の1/2以内 イ 1事業実施計画当たりの補助限度額は5千万円	ア 事業費の1/2以内。 イ 1事業実施計画当たりの事業費は20億円を上限とする。	ア 事業費の1/2以内。 イ 1事業実施計画当たりの事業費は5千万円以上20億円以下。	補助率:ハード1/2以内、ソフト定額
目標設定	目標を2つ設定 施設の種類の、品目別にメニュー表から選択する。 併せて費用対効果を算出し、効果が費用を上回る必要がある。	産地として以下のいずれかの成果目標を設定 ①生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ②販売額又は所得額の10%以上の増加 ③契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ④需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100% ⑤輸出入向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加(新たに輸出に取り組む場合、総出荷額に占める輸出入向け出荷額5%以上又は輸出入向け年間出荷量10トン以上) ⑥労働生産性の10%以上の向上 ⑦農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること	・新たに加工・業務用野菜を作付する面積を2ha以上増加させる。 ・単位面積当たりの販売額又は所得額を2%以上増加させる。 ・当該品目の単収を現状より2%以上増加させる。	・目標設定面積の50%以上が、実需者との契約取引に基づく生産を行う。生産者が実需者を兼ねる場合は、他の実需者との契約割合が50%以上。 ・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減する生産を行う。	・単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。)を5%以上縮減する。 ・当該品目の総出荷量に占める11型プラスチックパレットを用いた出荷の割合を30ポイント以上増加する ・当該品目の出荷に係る荷待ち又は荷役時間を10%削減	1から7までのうちから2つ選択(民間事業者は別途要件あり) 1.基本契約締結生産者と中間事業者間の加工・業務用野菜原料取引数量10%以上増加 2.当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。 3.総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向け割合を年平均3ポイント以上増加。 4.当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向け割合を5ポイント以上増加。 5.当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 6.当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))を5%以上縮減。 7.当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。	産地として以下の成果目標を設定 ・目標年度に新しく育成される産地規模の契約取引割合30%以上
配分基準	目標設定の水準によって決められたポイントを算出し、ポイントの高い事業から予算の範囲内で配分となる。	目標設定の水準、受益者数、事業内容によって決められたポイントを算出し、ポイントの高い事業から予算の範囲内で配分となる。	目標設定の水準、受益者数、事業内容によって決められたポイントを算出し、ポイントの高い事業から予算の範囲内で配分となる。				産地規模、成果目標の契約取引割合によって決められたポイントを算出し、ポイントの高い事業から予算の範囲内で配分となる。
予算額	R4当初:125億円の内数 R5当初:120億円の内数 R6当初:120.52億円の内数	R3補正:310億円 R4補正:306億円 R5補正:310億円	R5補正:25億円				R3当初:10億円の内数 R4当初:10億円の内数 R5当初:17億円の内数